

第3回 刑事弁護人のすそ野を広げるべく、刑事弁護について 知ってもらう活動について

公設事務所運営特別委員会委員
弁護士法人北千住パブリック法律事務所 渡邊 良平 (49 期)

1 刑事対応型公設事務所

北千住パブリック法律事務所（以下「北パブ」という）は、2004年4月1日に誕生した。「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）が成立したのは2004年5月21日であり、北パブは、裁判員裁判導入に伴いこれに対応できる弁護士の養成事務所として産み出された事務所と言ってよい。

北パブにはその他に、司法過疎対策のため地方に赴任する弁護士の養成、都内にあって司法へのアクセスが乏しかった足立区民の法的駆け込み寺としての役割等、いわゆる町弁としての役割も期待されてきた。これまで地方に赴任して戻り、あるいは定着した北パブ出身の弁護士も多い。

事務所開設から22年経過した現在、刑事事件に対応する法律事務所も増え、弁護士会の裁判員裁判を含む実務研修も充実しており、当時とは情勢に変化はみられる。しかし数値の上でも肌感覚でも、当時の課題は今なお解消されていないと思われる。

2 現状

司法統計年報によれば、令和になってからの年間の刑事裁判の新受件数は、全国の地裁で25～27万件、高裁で9000件台、最高裁で4000件前後である。全国の弁護士数は4万8000人程度だから、単純計算で弁護士1人当たり年間5～6件の刑事裁判を担当しなければならないことになる。意外に多いという印象だ。刑事事件を扱わない弁護士も多いので、この数はもっと多くなる。

また、肌感覚でも、北パブでは刑事事件は頻繁に入り、所員の持ち事件も多い。裁判員事件複数を

抱えて一般事件の日程調整に手間取った経験も何度もある。

通常の民事事件も同様で、足立区及びその周辺の方から直接相談を受けると、他に頼める弁護士がいらないということで依頼されることも多く、弁護士アクセスはまだまだ十分でないのだなと肌で感じる。

私は別の一般事務所にいたこともある。弁護士増員の後、受任件数が減るという恐ろしい体験もしているが、北パブに戻ってみると、まだまだ市民の司法アクセスは十分でないことが分かり、全体の需要と供給がどこかかみ合っていないのではないかと感じている。

3 刑事弁護人のすそ野を広げる活動

したがって、刑事事件としても、刑事弁護を担う弁護士のすそ野を広げることは今も変わらず必要だ。

北パブでは、従前から、主に新たに弁護士になる方々向けに、様々な活動をしてきている。

幾つかの法科大学院と協力して、厳重な守秘義務を課したうえで、エクスターンシップ（大学で単位ももらえる）やインターンシップ（大学の単位なし）を実施し、法科大学院生には、所内での法廷弁護技術研修、相談や接見への同席、法廷傍聴、起案などをしてもらっている。法廷弁護技術研修は、裁判員裁判対象の事案を簡略化したものを題材にして所員が指導して事件の内容のブレーンストーミング、冒頭陳述や弁論の実践、簡単な主尋問、反対尋問の練習を行う。弁護士会で行う研修の小型版というところだが、これを法科大学院生が受講する。

また、弁護士、司法修習生、法科大学院生、大学生が参加できるものとして、2カ月に1回程度、刑事実務検討会を行っている。所内外から弁護士を講師として招き、主に実践的な経験から1時間半ないし2時間程度の講義と質疑を行う。オンラインでの参加も可能で、毎回多くの方が参加している。これは事務所のウェブページ等で随時参加を案内しており、一般に開かれている。テーマとしては、これまで、「公判前整理手続」「主尋問」「反対尋問」「身体拘束からの解放」「無罪事例報告」「ケースセオリー」「少年事件」「外国人事件」「医療観察事件」「更生支援」「死刑求刑事件の弁護活動」等、様々なものが取り上げられている。講師の経験に即した実践的なものなので、読者もぜひ一度参加してみたい。

このほかにも北パブ内では、OB・OGを招いて刑事経験交流会も行われ、初代所長で、現在宮崎県弁護士会にいる前田裕司弁護士に毎回参加していただいている。

また、所員が担当している裁判員裁判事件では、公判が近くなると、担当弁護士が冒頭陳述や弁論を実践して参加者の前で披露する「裁判員リハーサル」が行われる。傍聴した所員は、皆自分のことを棚に上げて遠慮なく批判するので、実演者は大変だ。しかしこのリハーサルで叩かれることで修正がなされ、弁論もより良いものとなり、無罪判決に至ったものもある。

以上のように当事務所では、刑事弁護人のすそ野を広げるべく、特にこれから弁護士になる方を対象に、様々な取り組みをしている。

さらに年齢が下がり、こちらは毎年ではないが、足立区内の中学校から「中学生職業体験」を受け入れ、「裁判員制度とは何か」などの講義をした。

私見だが、今後の試みとしては、成功例よりもむしろ失敗例をテーマに取り上げるのは有効ではないかと思う。担当したい人は少ないと思うが。

上記のように、北パブの検討会などは主にこれから弁護士になる方を対象にするものが多い。しかし、内容は中堅・ベテラン弁護士でも十分に参考になるものなので、これからの課題は、既に弁護士何年目だが今まで刑事弁護をあまりやっておらず、改めてもう少し刑事弁護をやりたい、という方にも様々な検討会等への参加を広げて行くこと等であろう。

4 今後に向けて

刑事弁護人のすそ野の拡大に尽力している、というやや不遜な感じもする。すそ野拡大以前に、まずは弁護士個々人の、自らの技量の向上こそが不可欠であり、そもそも他人に教えるなどまだまだ早いともいえる。先年、大阪の刑事弁護の大家の弁護士の喜寿(77歳)記念祝賀会に参加した。その時その先輩弁護士が、「90歳になるまでにはもっと反対尋問が上手になりたい」と言っていたのが印象的だった。

皆、道の途中にいる。日々怠らぬ技量の向上こそが刑事弁護の質を高め、そのような弁護士の背中を見て、刑事弁護を担いたいと考える弁護士が拡大することにつながるであろう。